

# 道路の幅員と車両の幅の関係

## 市街地区域内の道路(車両制限令第5条)

道路の区分		通行しうる車両の幅(≤)	2.0mの車幅の車両が通行しうる		1.7mの車幅の車両が通行しうる		1.5mの車幅の車両が通行しうる	
			最低車道幅員	最低道路の総幅	最低車道幅員	最低道路の総幅	最低車道幅員	最低道路の総幅
一般市街地道路	極少指定道路又は一方通行とされている道路	車道の幅員-0.5m	2.5m	3.5m	2.2m	3.2m	2.0m	3.0m
	上記以外の道路	(車道の幅員-0.5m)÷2	4.5m	5.5m	3.9m	4.9m	3.5m	4.5m
駅前繁華街道路	極少指定道路又は一方通行とされている道路	車道の幅員-1.0m	3.0m	4.0m	2.7m	3.7m	2.5m	3.5m
	上記以外の道路	(車道の幅員-1.5m)÷2	5.5m	6.5m	4.9m	5.9m	4.5m	5.5m

注:1.「極少指定道路」とは、道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定した道路をいう。

注:2.「車道の幅員」とは、歩道または自転車歩行車道のいずれも有しない道路で、その路肩の幅員が明らかでないもの、又はその路肩の幅員の合計が1メートル未満のものにあっては、当該道路の路面の幅員から1メートルを減じたものをいう。

## 市街地区域外の道路(車両制限令第6条)

道路の区分		通行しうる車両の幅(≤)	2.0mの車幅の車両が通行しうる		1.7mの車幅の車両が通行しうる		1.5mの車幅の車両が通行しうる	
			最低車道幅員	最低道路の総幅	最低車道幅員	最低道路の総幅	最低車道幅員	最低道路の総幅
一方通行とされている道路又はその道路に概ね300m以内の区間ごとに待避所がある道路		車道の幅員-0.5m	2.5m	3.5m	2.2m	3.2m	2.0m	3.0m
極小指定道路	車道の幅員	2.0m	3.0m	1.7m	2.7m	1.5m	2.5m	
上記以外の道路	車道の幅員÷2	4.0m	5.0m	3.4m	4.4m	3.0m	4.0m	

注:1.「極少指定道路」とは、道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定した道路をいう。

注:2.「車道の幅員」とは、歩道または自転車歩行車道のいずれも有しない道路で、その路肩の幅員が明らかでないもの、又はその路肩の幅員の合計が1メートル未満のものにあっては、当該道路の路面の幅員から1メートルを減じたものをいう。